

資料3

消費税インボイス制度の概要

令和5年7月19日
札幌国税局 消費税課

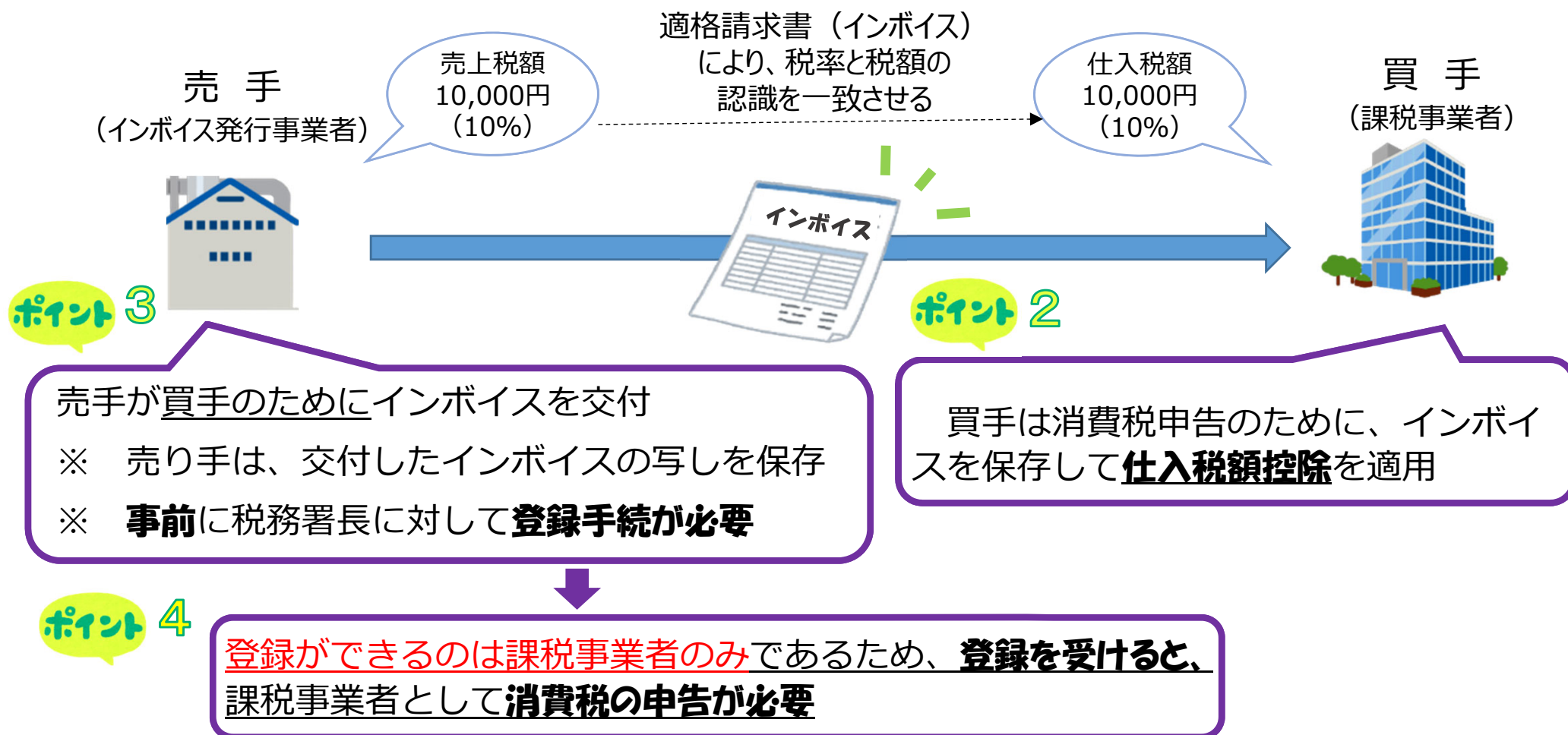
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

「インボイス制度」

インボイス制度の正式名称
= 適格請求書等保存方式

ポイント 1

令和5年10月1日から開始する、仕入税額控除の方式です。



制度開始後にインボイスがもらえなかったら？

(例) 建設会社における「一人親方」や「フリーランス」との取引について

元請建設会社
(課税事業者)



外注費支払【11万円】
(内消費税1万円)

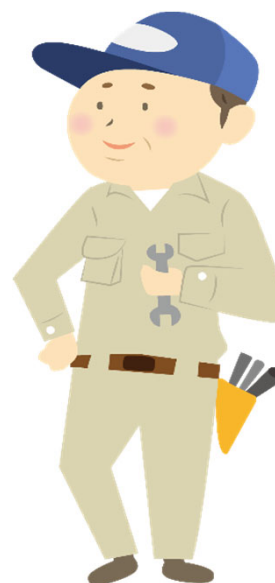


請求【11万円】



インボイス

「一人親方」
・
「フリーランス」



売上：110万円
(内消費税10万円)

インボイスがもらえた
分だけ控除可能

元請業者の
消費税申告書

売上の消費税： 10万円
外注費の消費税： 1万円

納税額：

10万円 - 1万円
= 9万円

インボイスがもらえないと、消費税の計算上、仕入税額控除ができない！

インボイスの記載必要事項について（請求書の対応例）

ポイント

様式の定めはなく、現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージ

①

交付先（売上先）の
氏名又は名称

霞が関（株）様

〇〇年〇月〇日

請求書

税込合計金額 131,200 円

（株）インボイス
TEL 03-XXXX-XXXX
登録番号 T123.....

④

売手（当社）の氏名又は名
称及び登録番号

②

取引年月日

月	日	品名	数量	単価	金額				備考		
4	1	魚 ※	20	250			5	0	0	0	
4	1	豚肉 ※	10	1000			1	0	0	0	0
4	2	タオル セット	1	2000			2	0	0	0	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮							⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮							⋮
合 計			税率	10 %	税		8	0	0	0	0
			税率	8 %	税		4	0	0	0	0
							3	2	0	0	

※は軽減税率対象

⑤

取引内容（軽減税率の対象品
目である旨）

③

税率ごとに区分して
合計した対価の額及び
適用税率

⑥

税率ごとに区分した消費税額

インボイスの具体例（領収証の対応例）

【例】

領 収 証

No. _____

〇川 △男 様

32,700 円

但 **飲食料品（軽減対象）・日用品代金**
（●年●月●日取引分）として

●年 ●月 ●日 上記正に領収いたしました

<金額（税抜・税込）>	
8%	16,200円
10%	16,500円
<消費税額等>	
8%	1,200円
10%	1,500円

東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
甲商店

登録番号 T123.....

収入印紙

- ① **宛名は、不特定多数の者を相手とする事業の場合、省略可**
- ② **但書きは、**
 - ・ 標準税率対象、軽減税率対象、非課税等に区分ができる程度の記載が必要。（「お品代として」は不可）
 - ・ また、「軽減税率の対象である旨」も記載が必要※ レシート（明細書）の添付に代えることも可能
- ③ **対価の額・消費税額等は、税率ごとに区分して記載**
- ④ **書類の作成者の記載は、屋号でも可（交付する事業者が特定できる場合に限る）**
- ⑤ **登録番号の記載**
※ 令和5年9月30日以前に交付する請求書において記載することも可能

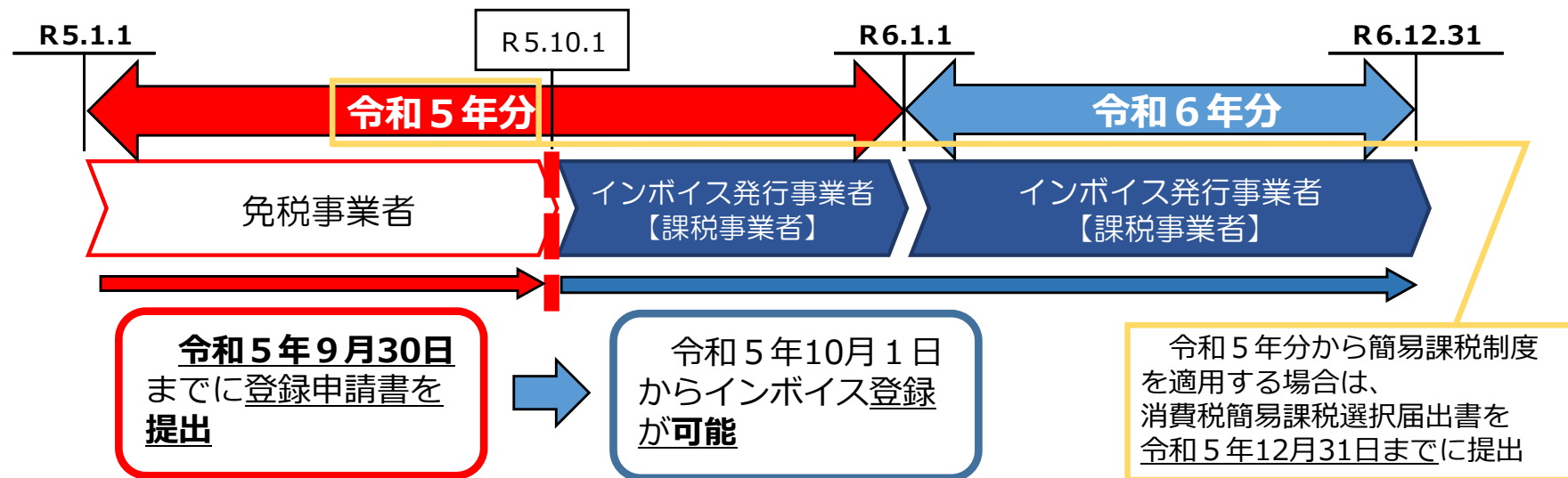
登録申請のスケジュール

制度開始日（令和5年10月1日）からインボイスを交付するためには、令和5年9月30日まで（消印有効）に登録申請書を提出する必要があります。

- **登録を受けると課税事業者となり、登録日以後の課税資産の譲渡等について、消費税の申告が必要となります。**
- 免税事業者が、登録日から**簡易課税制度**を適用しようとする場合は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を課税期間の末日までに提出する必要があります

免税事業者のスケジュールイメージ（個人事業者、法人12月末日決算）

- 制度開始日（令和5年10月1日）からインボイス発行事業者となる場合



※ 課税事業者の場合でも、令和5年10月1日からインボイス発行事業者となるためには**令和5年9月30日までに**登録申請書を提出する必要があります。

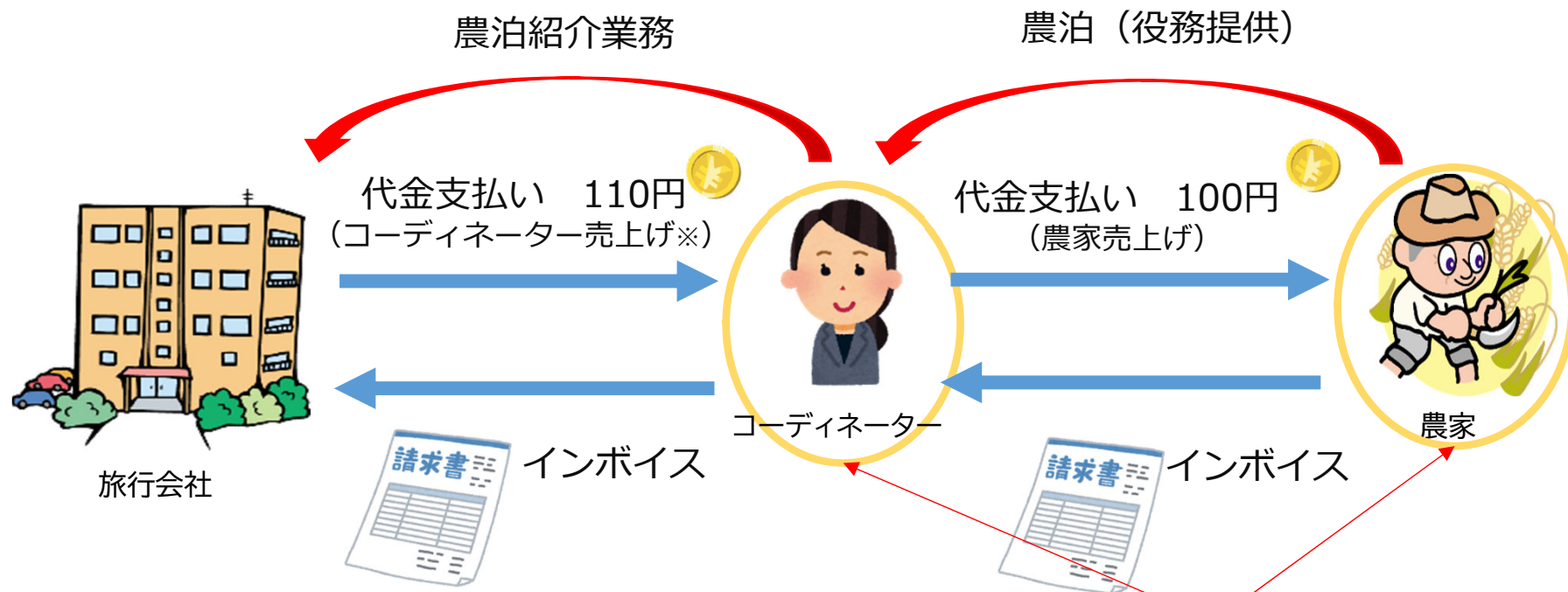
インボイス登録要否のポイント ～免税事業者の例～

以下のポイントを総合的に勘案して、インボイス発行
事業者に登録するかを判断する必要があります！



- ① **売上先がインボイスを必要とするか**
⇒ **自身の事業（取引先）から検討**
- ② **インボイス発行事業者に登録した場合**
⇒ **取引先へのインボイス発行方法やインボイス制度が経営に与える影響を検討**
- ③ **登録しなかった場合の取引先との関係**
⇒ **免税を維持した場合の取引への影響、特例制度利用の検討**

売先がインボイスを必要とするか



※ コーディネーターが旅行会社の業務を仲介し、仲介に係る手数料のみがコーディネーターの売上となる場合は、上記の事例には当てはまらない場合があります。

インボイスを交付するためには、
インボイス発行事業者として登録申請が必要！



コーディネーターは、旅行会社からインボイスを求められた場合、「登録してインボイスを交付する」か、「登録せず、インボイスを交付しない（できない）」か、どちらの対応を選択するか検討する必要があります！



… 業務の流れ（役務提供の流れ）



… 請求・代金の流れ

簡易課税制度の仕組み

- 簡易課税制度は、消費税の申告に際して**売上税額のみから計算が可能**であり、仕入れに関する**請求書（インボイス）**や**帳簿の保存が不要**という点において、**事務負担の軽減**を図ることが可能。
- 適用を受けるためには、**基準期間の課税売上高が5,000万円以下**であり、かつ、原則として**課税期間開始前の届出が必要**※となる。

※簡易課税制度を選択した事業者は、2年間以上継続した後でなければ、選択をやめることはできない。

<納税額の計算イメージ>

$$\text{売上の消費税額} - \text{仕入の消費税額} = \text{納付税額}$$

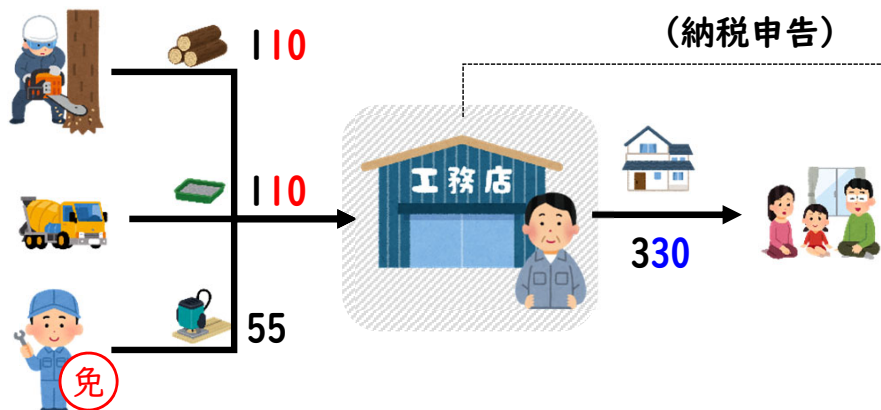
$$\text{売上の消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

(みなし仕入率)

第一種 (卸売業)	第二種 (小売業等)	第三種 (製造業等)
90%	80%	70%
第四種 (飲食店業等)	第五種 (サービス業等)	第六種 (不動産業)
60%	50%	40%

例：建設業の場合 ～経過措置（80・50%控除）期間後～

(金額は税込・適用税率10%・**免**は免税事業者)



【一般課税の場合】

$$\text{売上の消費税額} - \text{仕入の消費税額} = \text{納付税額}$$

$$30 - (10 + 10 + 0) = 10$$

仕入税額の実額計算が必要であり、免税事業者からの仕入れは控除不可

【簡易課税の場合】

$$\text{売上の消費税額} - \text{仕入の消費税額} = \text{納付税額}$$

$$30 - (30 \times 70\%) = 9$$

仕入先のステータスに関わらず、売上税額のみから計算が可能

中小事業者向け支援措置のポイント（2割特例）

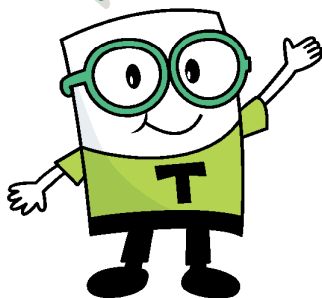
小規模事業者向け 納税額が売上税額の2割に軽減？

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、**売上税額の2割を納税額とする**ことができます！

対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)

対象となる期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

売上・収入を把握するだけで
申告でき、経費等の集計は不要！
事前の届出も不要！



事例 売上700万円(税額70万円)※サービス業
経費150万円(税額15万円)

実額計算の場合▶

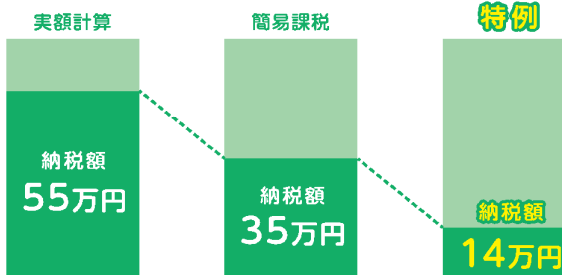
$$70\text{万円} - 15\text{万円} = 55\text{万円}$$

簡易課税の場合▶

$$70\text{万円} - 35\text{万円}^* = 35\text{万円}$$

※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ **70万円 × 2割 = 14万円**



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる**売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけ**で、**簡単に申告書が作成**できるようになります！

また、**事前の届出も不要**で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です！

② インボイス発行事業者に登録した場合（売上金額別の消費税納税額のイメージ）



例

経費 150万円（消費税額15万円・・・②）
業種 サービス業（みなし仕入率50%）

		ケース1	ケース2	ケース3
売上金額		1,000万円	500万円	300万円
消費税額(10%) ①		100万円	50万円	30万円
消費税 納税額	本則課税の場合 (※)	85万円	35万円	15万円
	計算式 ①－②	100万円－15万円	50万円－15万円	30万円－15万円
	簡易課税の場合	50万円	25万円	15万円
	計算式 ①－(①×50%)	100万円－(100万×50%)	50万円－(50万円×50%)	30万円－(30万円×50%)
	2割特例 の場合	20万円	10万円	6万円
	計算式 ①×2割	100万円×2割	50万円×2割	30万円×2割

※ 本則課税の場合、売上に係る消費税額から、仕入や経費に係る消費税額を差し引く（仕入税額控除）ためには、仕入先等から仕入や経費に係るインボイスを受領し、保存する必要があります。

中小事業者向け

少額取引はインボイス不要って？

1万円未満の課税仕入れ[※]（経費等）について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります！ ※ 一取引の合計額が1万円未満の課税仕入れ

対象になる方

2年前（基準期間）の課税売上が1億円以下
または1年前の上半期（個人は1～6月）の
課税売上が5千万円以下の方

対象となる期間

令和5年10月1日～令和11年9月30日



すべての方が対象

少額な値引き・返品は対応不要？

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります！

振込手数料分を値引処理する場合も対象です！

対象になる方

すべての方

対象となる期間

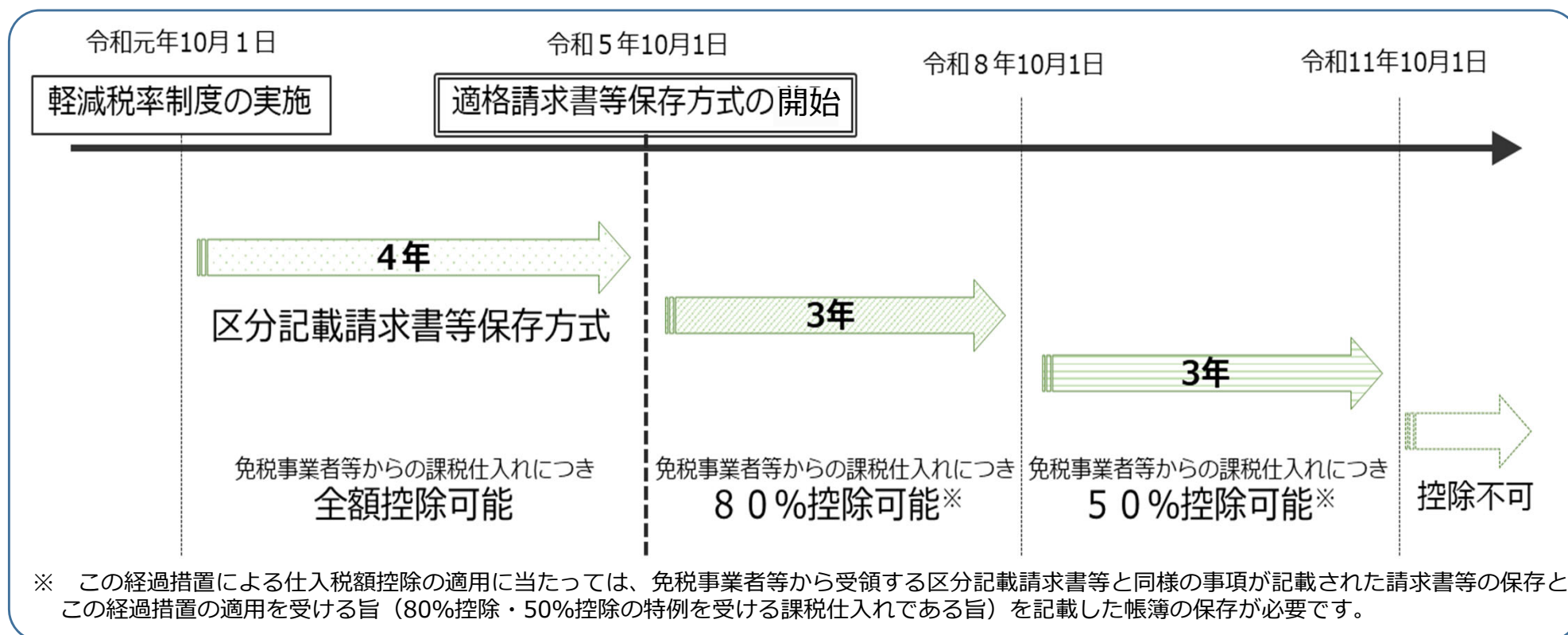
適用期限はありません。



免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

- 適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター）
専用ダイヤル 0120-205-553（無料） 【受付時間】 9：00～17：00（土日祝除く。）
※ インボイス制度に関する一般的なご質問に対応しています。
上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（インボイス制度以外の国税に関する一般的なご相談は「1」になります。）と、つながります。税務署の連絡先は国税庁HP（<https://www.nta.go.jp>）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話（ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

【参考2】インボイス制度についての問い合わせ先

事業者の皆様へ



インボイス制度に関する相談窓口一覧表

令和5年3月3日現在
《札幌国税局版》

どこに相談すればいいの？
どんな支援があるの？

こうした様々なお困りごとに対して、関係省庁等が連携してコールセンターや相談窓口を設け、事業者の皆様のご支援を行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

	相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
制度のご相談	一般的なご質問 「インボイス制度とは何か」など、Q Aやパンフレット等に掲載されている内容について、ご案内します	(A) 税務相談チャットボット (AIが24時間自動回答) (B) 国税庁インボイスコールセンター	(A) ご利用は「関連サイト」から (B) 0120-205-553 (9:00-17:00 土日祝・年末年始除く)	《国税庁HP》 インボイス制度特設サイト
	一般的なご質問 【農業・林業・水産業・食品産業に従事している方】	インボイス専用ダイヤル 農林水産省、水産庁、林野庁の担当課 など	《インボイス専用ダイヤル》 03-6744-7140 (9:30-17:00 土日祝・年末年始除く) ※ 各担当課の電話番号は農林水産省HPをご覧ください	《農林水産省HP》 消費税のインボイス制度について
	個別のご相談、インボイス説明会への参加申込み 自身の登録の要否に関してどのように検討すればよいか 準備中の請求書がインボイスの記載要件を満たすか など	所轄の税務署	「関連サイト」で、住所等から所轄の税務署の電話番号などを検索することができます	《国税庁HP》 税務署の所在地などを知りたい方
	e-Taxにより登録申請を行う場合の操作方法	e-Tax・作成コーナーヘルプデスク	0570-01-5901 または 03-5638-5171 (9:00-17:00 土日祝・年末年始除く) ※ 確定申告期の受付時間は「関連サイト」をご覧ください	《e-TaxHP》 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
補助金のご相談	相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
	IT導入補助金 各種ソフト、PC、レジ等の導入費用を補助します	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター	0570-666-424 (9:30-17:30 土日祝・年末年始除く)	《IT導入補助金HP》 IT導入補助金
	小規模事業者持続化補助金 新たにインボイス発行事業者として販路開拓に取り組む費用(税理士等への相談費用を含みます)等を補助します	【商工会地域の方】 北海道商工会連合会 【商工会議所地域の方】 商工会議所地区持続化補助金事務局コールセンター	011-251-0102 (9:00-12:00、13:00-17:00 土日祝・年末年始除く) 03-6632-1502 (9:00-12:00、13:00-17:00 土日祝・年末年始除く)	《商工会地区補助金事務局HP》 商工会地区小規模事業者持続化補助金 《商工会議所地区補助金事務局HP》 商工会議所地区小規模事業者持続化補助金
取引先からの代金減額・取引中止 要請などについての相談	相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
	独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する一般的なご相談 独占禁止法上、どのような行為が規制されるか ※ 独占禁止法は、事業者の取引全般に適用されます	(A) 公正取引委員会事務局 経済取引局取引部 企業取引課 (管轄：全国) (B) 公正取引委員会北海道事務所 取引課	(A) 03-3581-3375 (B) 011-231-6300 (代表) (各10:00-17:00 土日祝・年末年始除く)	《公正取引委員会HP》 インボイス制度関連コーナー
	下請法に関する一般的なご相談 下請法上、どのような行為が規制されるか	(A) 不当なしわ寄せに関する下請相談窓口 (B) 公正取引委員会北海道事務所 下請課	(A) 0120-060-110 (B) 011-231-6300 (代表) (各10:00-17:00 土日祝・年末年始除く)	《公正取引委員会HP》 インボイス制度関連コーナー
	下請取引に関するご相談 中小企業の取引上のお悩みに相談員や弁護士が回答します	下請かけこみ寺相談窓口	0120-418-618 (9:00-12:00、13:00-17:00 土日祝・年末年始除く)	《全国中小企業振興機関協会HP》 下請かけこみ寺
建設業の下請取引に関するご相談 建設業法上、どのような行為が規制されるか 建設業者とのトラブル・違法行為に関するご相談 など	(A) 建設業法違反通報窓口 駆け込みホットライン (B) 北海道開発局 事業振興部 建設産業課 (A,B・取引相手が国土交通大臣の建設業許可を受けている場合) (C) 北海道 建設部 建設政策局 建設管理課 (C・取引相手が北海道知事の建設業許可を受けている場合)	(A) 0570-018-240 (B) 011-709-2311 (A,B・10:00-12:00、13:30-17:00 土日祝・年末年始除く) (C) 011-231-4111 (内線) 29-725 (C・9:00-12:00、13:00-17:00 土日祝・年末年始除く)	《国土交通省HP》 建設業法令遵守・指導監督	
経営に関する相談	相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
	経営に関する一般的なご相談 中小企業等の経営上のお悩みに専門家が回答します ※ インボイス制度以外の内容もご相談頂けます	北海道よろず支援拠点	011-232-2407	《よろず支援拠点全国本部HP》 支援拠点一覧
	経営に関する一般的なご相談 【商工会・商工会議所の会員の方】 インボイス制度開始に伴う事業環境変化のお悩み相談や、各種支援施策のご紹介	お近くの商工会または商工会議所	「関連サイト」掲載の電話番号をご覧ください	《全国商工会連合会HP》 全国各地の商工会WEBサーチ 《日本商工会議所HP》 商工会議所(都道府県連)名簿

【参考3】インボイス制度特設サイト

国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトでは、

- ① 説明会の開催案内
- ② インボイス制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）
- ③ インボイス制度に関する取扱通達やQ & Aなどを随時掲載しています。

オンライン説明会とは

- 国税当局において、事業者の方にインボイス制度をご理解いただくため、WEB形式による説明会（以下「オンライン説明会」といいます。）を実施しています。
- 全国どこからでもオンライン説明会に無料で参加することができます。

参考

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方については、関係省庁連名で、令和4年1月19日付「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」（財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）が公表されていますので、参考にしてください

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html



道内各税務署において、登録をするかどうかお悩みの免税事業者に対して「登録要否相談会」を開催しております。

登録要否相談会とは

- 登録をするかどうかお悩みの免税事業者に対して一般的な制度の内容の説明に止まらず、登録要否の具体的な検討方法や関連する補助金、取引条件の見直し等を税務職員が原則マンツーマンでご案内する相談会
- 参加無料：事前予約制

「インボイス発行事業者」に登録するかどうか検討されている免税事業者の方へ

先上先から、インボイスに登録するかどうか聞かれたけど、どうしたらいいかわからない・・・

インボイス発行事業者に登録するかどうか悩まれているなら、税務署が開催している「登録要否相談会」に参加すると、個別に必要な情報を案内してもらえますよ！！

まずは、税務署の相談会の日程を確認してみようかな。

税務署では、インボイス発行事業者に登録するかどうかをご検討される免税事業者の方を対象に、「登録要否相談会」を開催しています（令和5年5月～）。

「登録要否相談会」では、登録の考え方や事業の状況等に応じて必要な情報等を個別に案内します。

参加を希望される方は、以下のQRコードから日程を確認し、事前予約をお願いします。

各税務署の登録要否相談会開催日程一覧

インボイス制度に関する各種情報は、国税庁ホームページ内の「インボイス制度特設サイト」に掲載していますので是非ご覧ください。

インボイス制度に関する補助金、取引上のお悩み、経営など、各種ご相談については、「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」に掲載していますので、是非ご覧ください。

インボイス制度に関わる各省庁等の相談窓口一覧

札幌国税局・税務署 (令和5年4月)

参考

各税務署における開催概要は、下記ウェブサイトをご覧ください。
https://www.nta.go.jp/about/organization/sapporo/invoice_setsumeikai/index.htm
 ※右の二次元コードからもアクセス可

